

## 7 水道料金等

番号	事業体名	1 カ月あたり家庭料金 (税込)										料金徴収方法 (%)				
		現行料金施行				料金 体系	基本 水量 (m <sup>3</sup> )	基本 料金 (円)	超過 料金 (円)	メータ 使用料 (円)	使用料金 (円) (口径13mm)		払込	口座 振替	集金	その他
		年号	年	月	日						10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>				
1	塩竈市	令和	1	10	1	2	0	770	91	0	1,683	3,608	25.5	74.5	0	0
2	仙台市	令和	1	10	1	2	0	638	88	0	1,518	3,553	27.7	63.1	0	9.2
3	村田町	令和	1	10	1	1	10	2,200	275	110	2,310	5,060	29	71	0	0
4	気仙沼市	令和	1	10	1	2	0	902	84	0	1,749	3,278	27.2	72.8	0	0
5	角田市	令和	2	4	1	1	10	1,980	280	0	1,980	4,780	44.6	55.4	0	0
6	多賀城市	令和	2	10	1	2	0	1,012	77	0	1,782	3,762	30.6	69.4	0	0
7	女川町	令和	1	10	1	1	5	990	121	55	1,260	2,470	14	85.9	0.1	0
8	松島町	令和	1	10	1	2	0	1,320	110	0	2,420	4,620	28.3	71.6	0.1	0
9	白石市	令和	1	10	1	2	10	2,035	214	0	2,035	4,180	25	75	0	0
10	涌谷町	令和	1	10	1	2	0	1,450	149	0	2,940	5,200	21.2	77.7	0	1.1
11	岩沼市	令和	1	10	1	2	0	814	99	0	1,903	3,388	20.2	79.8	0	0
12	名取市	令和	1	10	1	2	0	1,078	82	0	1,903	3,333	21.7	78.3	0	0
13	丸森町	平成	13	4	1	2	10	2,260	270	0	2,260	5,010	55	44	1	0
14	柴田町	令和	1	10	1	2	0	1,089	110	0	2,189	3,619	27.1	71.5	0	1.4
15	大河原町	令和	1	10	1	1	10	1,650	253	198	1,848	4,378	25.5	74.5	0	0
16	亘理町	令和	1	10	1	1	10	1,870	242	165	2,035	4,455	21	79	0	0
17	七ヶ浜町	平成	26	4	1	2	0	1,540	44	0	1,980	4,400	23.6	76.4	0	0
18	大和町	令和	1	10	1	2	0	770	110	0	1,870	3,630	25.4	74.6	0	0
19	大衡村	令和	1	10	1	2	10	2,420	297	0	2,420	5,390	13.7	86.3	0	0
20	富谷市	令和	1	10	1	2	0	704	77	0	1,474	3,344	23.6	76.4	0	0
21	大郷町	令和	1	10	1	2	10	2,530	275	0	2,530	5,280	14	72.3	13.7	0
22	山元町	令和	1	10	1	2	0	1,870	88	0	2,750	5,445	19.6	78.6	1.8	0

職 員 数								事業体名	台帳 番号	令和3年4月1日現在料金 (円) (総務省調べ) (税込)		
事務職員 (人)	技術職員 (人)	検針職員 (人)	集金職員 (人)	技能職員 その他	臨時職員 (人)	嘱託職員 (人)	合 計			10㎡	20㎡	事業体名
22	8	0	0	0	5	0	35	塩 竈 市	1	1,683	3,608	塩 竈 市
89	305	0	0	14	7	1	416	仙 台 市	2	1,518	3,553	仙 台 市
5	2	0	0	0	0	0	7	村 田 町	6	2,310	5,060	村 田 町
18	40	0	0	0	10	0	68	気仙沼市	8	1,749	3,278	気仙沼市
5	4	0	0	0	1	0	10	角 田 市	11	1,980	4,780	角 田 市
15	6	0	0	0	2	0	23	多賀城市	13	1,782	3,762	多賀城市
3	2	0	0	1	0	0	6	女 川 町	14	1,260	2,470	女 川 町
4	3	0	0	0	0	0	7	松 島 町	15	2,420	4,620	松 島 町
7	2	0	0	1	0	0	10	白 石 市	16	2,035	4,180	白 石 市
3	3	0	0	0	0	0	6	涌 谷 町	17	3,000	5,300	涌 谷 町
5	7	0	0	0	2	0	14	岩 沼 市	18	1,903	3,388	岩 沼 市
13	11	0	0	0	2	0	26	名 取 市	19	1,903	3,333	名 取 市
3	0	0	0	2	1	0	6	丸 森 町	21	2,260	5,010	丸 森 町
3	2	0	0	0	0	0	5	柴 田 町	22	2,189	3,619	柴 田 町
6	2	0	0	0	0	0	8	大 河 原 町	23	1,848	4,378	大 河 原 町
4	2	0	0	0	2	0	8	亘 理 町	28	2,035	4,455	亘 理 町
5	2	0	0	0	0	0	7	七ヶ浜町	34	1,980	4,400	七ヶ浜町
3	3	0	0	0	1	0	7	大 和 町	36	1,870	3,630	大 和 町
2	0	0	0	0	0	0	2	大 衡 村	52	2,420	5,390	大 衡 村
6	2	0	0	0	2	0	10	富 谷 市	56	1,474	3,344	富 谷 市
2	0	0	0	0	0	0	2	大 郷 町	58	2,530	5,280	大 郷 町
3	1	0	0	0	0	0	4	山 元 町	59	2,750	5,445	山 元 町

番号	事業体名	1 カ月あたり家庭料金 (税込)										料金徴収方法 (%)				
		現行料金施行				料金 体系	基本 水量 ( $m^3$ )	基本 料金 (円)	超過 料金 (円)	メータ 使用料 (円)	使用料金 (円) (口径13mm)		払 込	口 座 振 替	集 金	その他
		年号	年	月	日						10 $m^3$	20 $m^3$				
23	川 崎 町	令和	1	10	1	3	10	2,420	203	0	2,420	4,455	31.4	68.6	0	0
24	利 府 町	令和	1	10	1	2	0	1,100	77	0	1,870	4,070	16.9	83.1	0	0
25	石巻地方広域 水道企業団	令和	1	10	1	2	10	1,353	236	0	1,353	3,718	22.2	77.8	0	0
26	色 麻 町	令和	1	10	1	1	10	2,090	209	0	2,090	4,180	10.1	75.4	14.5	0
27	蔵 王 町	令和	1	10	1	2	0	1,430	121	0	2,640	4,290	39.1	60.9	0	0
28	加 美 町	令和	1	10	1	1	10	2,043	204	110	2,153	4,193	12.1	84.8	3.1	0
29	登 米 市	令和	1	10	1	2	0	1,320	147	0	2,790	5,360	19.2	80.7	0.1	0
30	栗 原 市	令和	1	10	1	2	0	1,911	107	0	2,981	5,481	20.6	69.9	9.5	0
31	南 三 陸 町	令和	1	10	1	2	10	1,870	220	0	1,870	4,070	32.1	67.9	0	0
32	美 里 町	令和	1	10	1	2	0	1,180	223	0	3,410	5,720	23.3	76.7	0	0
33	大 崎 市	令和	1	10	1	2	0	1,067	101	0	2,077	3,987	26.7	71.2	0	2.1
合計 (平均)								1,505	160	19	2,136	4,294				

備考:

①料金体系

・自治体で水道料金を定める際の区分を示している。

1:用途別体系とは、家庭用、工業用等の区分により料金が定められている自治体

2:口径別体系とは、使用されている給水管の口径により料金が定められている自治体

3:1と2の併用

4:単一料金体系とは、使用水量に応じた従量料金が等額で定められているもの。(宮城県内にはなし)

②基本水量

・基本料金(定額料金)内で使用できる水量

・「0」である市町村等については、使用水量に係る定額制度を採用していない。

③基本料金(税込み)

・基本水量に記載がある市町村等は、記載水量までの定額料金

・基本水量が「0」の市町村等については、水道使用に係る必須負担額

④超過料金(税込み)

・基本水量に記載がある市町村等については、記載水量を超えた水1 $m^3$ 当たりの単価

・基本水量が「0」の市町村等は、水1 $m^3$ 当たりの単価

⑤メータ使用料

・市町村等の設備である水道メータについて、自治体がユーザーに使用料負担を求めている金額

・「0」と記載されている自治体は水道メータの使用料負担を求めている自治体

⑥使用料金(10 $m^3$ ・20 $m^3$ 当たりの水道料金)

・水道使用料金は各自治体の条例により算定方法が定められており、その自治体の算定方法で水を10 $m^3$ (20 $m^3$ )  
使用した場合の料金を算出した金額

職 員 数								事業体名	台帳 番号	令和3年4月1日現在料金（円） （総務省調べ）（税込）		
事務職員 （人）	技術職員 （人）	検針職員 （人）	集金職員 （人）	技能職員 その他	臨時職員 （人）	嘱託職員 （人）	合 計			10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	事業体名
3	2	0	0	0	0	0	5	川崎町	60	2,420	4,455	川崎町
3	7	0	0	0	1	0	11	利府町	63	1,870	4,070	利府町
40	91	0	0	0	6	0	137	石巻地方広域 水道企業団	65	1,353	3,718	石巻地方広域 水道企業団
3	1	0	0	0	0	1	5	色麻町	68	2,090	4,180	色麻町
3	4	0	0	0	0	0	7	蔵王町	70	2,640	4,290	蔵王町
1	0	0	0	0	0	0	1	加美町	74	2,153	4,193	加美町
14	12	0	0	0	0	0	26	登米市	75	2,790	5,360	登米市
18	4	0	0	0	2	0	24	栗原市	76	2,981	5,481	栗原市
3	5	0	0	0	0	0	8	南三陸町	77	1,870	4,070	南三陸町
3	2	0	0	0	1	0	6	美里町	78	3,410	5,720	美里町
13	18	0	0	0	4	0	35	大崎市	79	2,077	3,987	大崎市
330	553	0	0	18	49	2	952	合計（平均）		2,138	4,297	平均